

# 技術アドバイス事業内規

公益社団法人有機合成化学協会

## 1. アドバイザーの資格

本会は、以下 1) または 2) いずれかと 3) の要件を満たした個人会員、永年会員、名誉会員(以下、個人会員等と略記する)にアドバイザー資格を認める。

- 1) 民間企業や大学等公的な機関を退職し、現在特定の企業との独占的な労働契約を有していない会員
- 2) 大学・公的機関の教員・職員。ただし本事業に参加するに際して勤務先に制約条件がある場合を除く
- 3) 規約および禁止事項を遵守すること

## 2. アドバイザー登録と情報管理

- 1) 希望に応じて随時登録するものとし、本人等からの申し出により登録を抹消する。
- 2) アドバイザー登録を希望する個人会員等は所定の書式に以下 10 項目を全て記し、本会に提出する。  
未記入箇所があれば受理しない。
- 3) 本会はプライバシーポリシーに則って、アドバイザー登録表に記された個人情報を管理する。
- 4) アドバイザー登録申請の提出先は [syn.org.chem@tokyo.email.ne.jp](mailto:syn.org.chem@tokyo.email.ne.jp) 宛、メールで提出する。

### 【記載内容と説明】

- |                                 |                         |
|---------------------------------|-------------------------|
| (1) 氏名                          | 非公開                     |
| (2) 住所                          | 非公開                     |
| (3) 生年(西暦)                      | 公開                      |
| (4) 学歴(高等学校以降)                  | 公開                      |
| (5) 資格・学位等                      | 公開                      |
| (6) 職歴(詳しく)                     | 公開                      |
| (7) 専門および実績(特許・文献等の表題と要旨)       | 公開 『対応できる分野および課題』に沿うように |
| (8) 対応できる分野および課題の例示             | 公開                      |
| (9) 自己アピール                      | 公開                      |
| (10) 連絡先：住所、電話番号、E-mail address | 非公開                     |

アドバイス活動の実施が決まった相談会員に対しては上記非公開部を企業側担当者に伝える。

## 3. アドバイザーが遵守すべき事項

アドバイザー就任希望者は、本事業の趣旨(目的と期待する効果)を理解の上、ボランティア精神をもってアドバイザー登録をお願いする。ついては役務遂行の際、アドバイザーは以下の点を遵守する。

- 1) アドバイザーは依頼企業からの相談内容聴取に先立って、企業との間で秘密保持契約を締結する。契約内容は企業の雛形を基に、アドバイザーと協議することが望まれる。
- 2) 面会、打ち合わせ、視察などの活動に伴う移動費用は、その実費を企業から申し受ける。
- 3) 当該企業への一連のアドバイスが両者の合意をもって終了した際、別途指定する書式で活動報告書を提出する。報告書は本会が保管する。
- 4) 当該アドバイスが終了し、その後も当該企業と顧問契約など、本事業とは無関係に一定期間の関係を結ぶ場合は、その期間のアドバイザー登録を停止または抹消とする。

#### 4. 自己責任の原則と禁止事項

- 1) 本事業で得られたアドバイスの利用は自己責任とし、何らかの形で損害が発生しても本会は補償しない。アドバイザーの紹介による第三者のアドバイスについても同様とする。
- 2) 本会は、技術アドバイスにおいて知り得た企業情報を、依頼企業の了解なしに第三者に開示してはならない。アドバイザーの秘守義務については別途、企業とアドバイザー間で協議の上締結する。
- 3) 本会は自ら定めたプライバシーポリシーを厳格に適用する(個人情報の漏えい等の防止)。
- 4) 禁止事項 利用者は本事業の利用に際して、次に定める行為を行ってはならない。
  - ア 相談内容あるいは自己の情報を偽る行為
  - イ 第三者の著作権およびその他の権利を侵害する行為
  - ウ 第三者の誹謗、中傷および公序良俗に反する行為
  - エ 虚偽の情報を発信する行為
  - オ アドバイザーの了解なく、アドバイザーが公開しているプロフィール以外の住所、電話番号等、個人情報を他人に漏らす行為
  - カ 本事業における相談に関してアドバイザーに特別な便宜をはかる行為
  - キ 本事業に対する妨害行為
  - ク その他、本会が不適切と判断した行為
  - ケ 利用者が故意または過失により本事業の運営等に障害をもたらした場合、当該利用者は本会に対し損害を賠償しなければならない。

#### 5. その他

本内規は認定後適用する。

平成 28 年 4 月 14 日 制定

平成 28 年 9 月 16 日 理事会改正議決